

13 環境省(構造特区第26次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130010	有害鳥獣(シカ・イノシシ等)の狩猟免許及び狩猟者登録の撤廃	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十九条第一項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項	狩猟をしようとする者は、狩猟免許を受け、かつ、狩猟をしようとする都道府県において、毎年、狩猟者登録を行わなければならない。 狩猟(法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲又は殺傷を行うこと)は、野外において危険を伴う行為である。このため、猟具の適切な使用に関する技能や知識はもろろんのこと、狩猟に対する社会的責任を担って行っていることに加え、鳥獣の保護及び管理の観点からも必要な知識の習得が求められる。 そのため、狩猟を行う者の実質水準を一定基準に保つため、狩猟免許の種類ごとに、適性、技能、知識について、毎年、都道府県ごとに試験が実施されている。この狩猟免許試験に合格した者は、狩猟免許が交付される。 また、鳥獣の生息状況その他の事情を勘案して、必要に応じて都道府県知事が狩猟を行わなければならない者の数を制限するなど、鳥獣の保護と狩猟との調整を図ることが求められる。このため、狩猟者登録については、地域の実情に即して運用していくことが必要であることから、その実情を熟知している都道府県知事において行うこととされている。	市町鳥獣害防止計画に規定する有害鳥獣(シカ、イノシシ等)を農林漁業者自らが経営(所有)する農林地内に限定して捕獲する場合は狩猟免許の取得及び狩猟者登録を要しないものとする。	当地域においては、シカ、イノシシ等の生息域の拡大により農林業被害が増大してきていることから、防護柵等の設置に多くの経費を要するとともに農林業の経営意欲の減退の一因となっている。また、狩猟免許保持者の減少と高齢化により有害鳥獣の捕獲が年々困難となっている。そのために農林業経営者が経営(所有)する農林地内において防護柵の設置等による防護とともに、わな猟による有害鳥獣の捕獲し、自らの農林産物は自ら守る努力をすることで、農林業者が経営意欲を取り戻し活発な農林業経営が行われるようになり地域が活性化されるものとする。市町等が実施する講習会を受講させることで適切な狩猟方法、捕獲動物の適切な処理方法を遵守させることができるものとする。ただし、狩猟免許の取得及び狩猟者登録の不要化は、適切な狩猟方法、捕獲動物の適切な処理方法を遵守させるため、市町等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講した者で市町が防除従事者として登録した者とし、狩猟方法はわな猟に限るものとする。	C	Ⅲ 昨年度の中央環境審議会において、農林業者が自らの事業地内に限り、わなによる捕獲に係る手続きの簡素化を行うことを検討いただき、本年1月に以下の答申が得られた。 「わなを用いた捕獲の規制緩和については、人身被害等に対する安全性の確保、違法なわなの取締りや捕獲情報の把握、餌付けを伴う安易なわなの設置による鳥獣の誘引と被害の拡大、クマ類等の崩壊捕獲や罠掛りなどによる鳥獣の群れ全頭捕獲等への対応など、検討すべき課題が多くなる。 このため、わなの利用実態や課題の把握を進めるとともに、わなの設置場所の限定や講習の義務付け、わな設置の事前届出等の違法なわな対策、地方自治体等による支援措置も含めた安全管理のための仕組みづくり(餌付けについて、関係者との調整を図りつつ、引き続き検討が必要である。) 環境省としては引き続き情報収集や検討を行っているが、現時点においては、特区内に限ったとしても上記のような課題は生じうるものであり、実態や課題の把握及び安全管理の仕組み等の検討が不十分な状況においては、特区として対応することは不適切と考える。 なお、現行法でも、農林業者が、自らの事業に対する被害を防止する目的で、自らの所有する敷地内に設置する餌いなしわなを用いて、狩猟ができる期間、区域に狩猟対象動物を捕獲する場合、狩猟免許や狩猟者登録は不要である(鳥獣法施行規則第2条第9項)。また、多くの都道府県(兵庫県含む)では、捕獲許可を受けた市町村や森林組合等(法人)の下で、安全管理に係る講習を受講した者であれば、当該許可に係る捕獲(銃猟以外)に補助的に従事できる。 農林業者が自衛のために行うわな猟の推進については、これらの制度をご活用いただきたい。				自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	北但西部森林組合	兵庫県	環境省
130020	漢方等の抽出残渣に係る産業廃棄物の適用除外	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項及び第4項 「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環境産廃第1303299号環境省大臣官房産廃物・リサイクル対策部産廃課長通知)	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「産業廃棄物処理法」という。)では、事業活動に伴って生じた産業廃棄物のうち、産業廃棄物処理法第2条第4項及び産業廃棄物処理法施行令第2条に規定する20品目を産業廃棄物として扱っている。 産業廃棄物該当性の判断については、「その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである」としている。	地元製薬会社から排出される薬草、漢方の抽出残渣を堆肥として活用するため、産業廃棄物としての取り扱いから除外する。	地方は、人口減少、高齢化の進展によって自治体をどのように運営すべきかが喫緊の課題となっている。この健康特区構想は、若者に老人を支えてもらうという考えではなく、老人が老人を支えることができる市を構築することにある。また、この構想によって、新たな産業の仕組みができることを目標とする。 生薬残渣にはミネラル分が残っていることから、土壌改良の肥料として活用できる。また、そこから生産される農作物にこれらが吸収され、一般農作物より食品の機能が期待できる。そこで、産業廃棄物の扱いから除外し、農家が使用できる方途を講じたい。	D	- 産業廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきこととされている(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。 個別の事例ごとについての産業廃棄物該当性に係る実地判断は、産業廃棄物として兵庫県(今回のケースでは岐阜県)が行うこととなっている。 したがって、御指摘の漢方等の抽出残渣について都道府県等が「行政処分の指針について(通知)」を踏まえ、個別の事業ごとに総合判断した結果「産業廃棄物には該当しない(有価物である)」との判断が適当な場合には、現行制度上産業廃棄物として取り扱われるものではない。 そのため、御要望の内容については、岐阜県の産業廃棄物担当部に御相談いただきたい。				飛騨市健康特区	飛騨市	岐阜県	環境省
130030	産業廃棄物のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	産業廃棄物処理法第7条第1項 産業廃棄物処理法施行規則第2条第2号	一般産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合には、一般産業廃棄物の積卸を行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般産業廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。	一般産業廃棄物である剪定枝等産業廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の実施に際し、事業計画の内容について都道府県知事が関係市町との間で調整を行った上で、主務大臣が事業計画の認定を行った場合には、食料リサイクル法における一般産業廃棄物の収集運搬業の許可不要の特例と同様に、関係市町村による一般産業廃棄物の収集運搬業の許可を不要とすること。	提案理由: ・ 県内に広く薄く存在する剪定枝等の再生利用を効果的に促進するためには、市町村を超えて収集運搬を集約することが採算面等で合理的であるが、その際に、市町村に収集運搬業の許可が必要であり、再生利用の取組が進んでいない。 ・ また、再生利用指定制度を活用している市町も一部あるものの、大半の市町は剪定枝等を焼却し処理するなど、制度を活用していないのが現状である。 ・ このため、規制(市町単位での許可)を緩和することにより、剪定枝等の広域的な連携による再生利用について、収集運搬に取り組みしやすくなる者の意欲が喚起されるとともに、市町の理解が得られやすくなり、剪定枝等の再生利用が一段と促進されるものと考えられる。	C	I ○一般産業廃棄物の収集運搬の許可が不要となる制度としては、既に再生利用指定制度が存在しており、都道府県によっては積極的に同制度を導入している。 ○御指摘のような、県下の市町の大半が再生利用指定制度を活用できていない状況であれば、未だ同制度を活用していない市町に対して、産業廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性を理解してもらい、貴県内市町に広域的な収集運搬を行う意欲を喚起することで、剪定枝等の再生利用事業を促進することは十分可能であると考えられる。 ○したがって、特区による規制の緩和ではなく、既存の再生利用指定制度のより一層の活用に取り組みいただきたい。 以上のことから、特区として対応することは困難である。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	剪定枝等の産業廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業推進には、その必要性について市町の十分な理解を得ることが重要であるが、市町で適正に処理できているという現状があり、再生利用指定制度を活用した積極的な取組は一部である。再生利用事業の必要性について市町の理解を深めるためにも、特区制度を活用し、再生利用が阻害されている場合は、一般産業廃棄物の収集運搬業許可を不要とする等の特例措置により、先導的な取組みを実施したい。			兵庫県	兵庫県	環境省
130040	狩猟免許試験における試験項目の一部免除	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十八条第二号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第五十三条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。 ①狩猟に必要となる適性 ②狩猟に必要となる技能 ③狩猟に必要となる知識	狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と認められる地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、銃所持許可を有する者に対して、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験負担を軽減すること。	提案理由: ・ 本県では、狩猟後継者(特に銃猟)の確保が喫緊の課題となっており、平成26年度から有害鳥獣捕獲入門講座、同実践研修等による新規狩猟後継者の育成・確保に取り組んでいる。 ・ 狩猟免許試験の実施においても、開催箇所などの受験者の利便性向上に取り組む。さらに試験実施内容の合理化策として銃所持許可を有する者に対して一部試験の免除を求めているものである。 ・ 既に所持許可を有する者でも銃の基本操作が確実でないことがあるとするのは、その許可を否定することにもなりかねず、所持許可を有する者は基本操作を当然習熟しているものとして一定の評価を行い、本県の提案に沿った取り扱いを検討したい。	C	I 既に狩猟免許を取得している者が、他の猟法に係る狩猟免許の試験を受けようとするときは、試験の一部を「免除することができる」とされている(鳥獣法第49条)。これは、猟法の種類が異なるとは言え、既に一度、狩猟免許試験に合格していることを踏まえ、新たにすべての試験を課することが合理的でない場合があると考えられるためである。 狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、鳥獣法の視点に立った検査項目であり、鳥獣保護法に基づいて、野外で安全に銃撃をする際の、基本的かつ極めて重要な技術である。 このため、狩猟免許試験は、銃刀法に基づく技能検定とは、試験の観点から異なっている。例えば、射撃姿勢操作では水平射撃の姿勢をとった場合、人や建物へ銃弾が当たるおそれがあるため銃口の対象となるが、銃刀法に基づく技能検定では弾が飛んでいない、「出撃した現場」を想定したものである。 また、現実に、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、「出撃した現場」を想定した基本操作を当然に習得しているとはできない。 また、狩猟免許を所持するに足る技量を当然に有していると判断することはできない。 以上から、事故の未然防止と安全確保を進める上で、ご提案のような審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	免許試験は野外で安全に狩猟するための技術を審査するため、銃刀法に基づく技能検定とは審査の観点から異なり、試験項目の「射撃姿勢」「団体行動の場合の銃器の保持、銃器の受渡」「休憩時の銃器の取扱い」「圧縮等、装填、射撃姿勢(空気銃)」は、従前どおり実施するものと考えている。 審査ポイントが類似し、かつ、実施項目が重複している「銃器の点検、分解及び結合」「装填、脱砲」については、一定の審査を経て銃所持許可を有しているその技量を評価し、試験項目の一部免除を求めるものである。 狩猟後継者(特に銃猟)の確保が喫緊の課題となっている現状を考慮の上、銃刀法に基づく技能検定の審査を評価し再検討したい。			兵庫県	兵庫県	環境省